

鳥取県告示第540号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成22年9月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- 2 作業期間 平成22年9月6日から平成23年2月28日まで
- 3 作業地域 鳥取市
米子市
岩美郡岩美町
八頭郡智頭町
八頭郡八頭町
東伯郡三朝町
東伯郡湯梨浜町
東伯郡琴浦町
日野郡日野町